

事業用電気通信設備規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等</p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第三条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下同じ。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、<b>携帯電話用設備及びPHS用設備</b>について適用する。</p> <p>（予備機器等）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただ</p>	<p>第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備</p> <p>第一節 電気通信回線設備の損壊又は故障の対策</p> <p>第一款 アナログ電話用設備等</p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第三条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下同じ。）、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備<b>及び携帯電話用設備</b>について適用する。</p> <p>（予備機器等）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

し、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

一 端末回線その他専ら特定の一の者の通信を取り扱う区間に使用するもの

二 当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその疎通が確保できるもの

3 (略)

4 交換設備相互間を接続する伝送路設備は、複数の経路により設置されなければならぬ。ただし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合又は伝送路設備の故障等の対策として複数の経路による設置と同等以上の効果を有する措置が講じられる場合は、この限りでない。

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられていなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁、市役所又は町村役場の用に供する主たる庁舎（以下「都道府県庁等」という。）に設置される端末設備（当該都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するため

3 (同上)

4 交換設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。

(停電対策)

第十一条 事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置）が講じられていなければならない。

に使用される移動端末設備を含む。)と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならぬ。ただし、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。

(大規模災害対策)

第十五条の三 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信回線設備に關し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じるように努めなければならない。

一 三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、複数箇所の故障等により広域にわたり通信が停止しないよう、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置、臨時の電気通信回線の設置に必要な機材の配備その他の必要な措置を講じること。

二 都道府県庁等において防災上必要な通信を確保するために使用されている移動端末設備に接続される基地局と交換設備との間を接続する伝送路設備については、第四条第二項の規定にかかわらず、予備の電気通信回線を設置すること。この場合において、その伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置すること。

三 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。

四 伝送路設備を複数の経路により設置する場合には、互いになるべく離れた場所に設置すること。

五 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じること。

(適用除外)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 第十一条の規定は、総務大臣が別に告示で定める携帯電話用設備及びPHS用設備について適用しない。

第二款 その他の電気通信回線設備

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用

(適用除外)

第十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 第十一条の規定は、総務大臣が別に告示で定める携帯電話用設備について適用しない。

第二款 その他の電気通信回線設備

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用

いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、**携帯電話用設備及びPHS用設備**以外の事業用電気通信回線設備について適用する。

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、**第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)**の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、**携帯電話用設備及びPHS用設備**以外の事業用電気通信回線設備について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の二 事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、**災害時優先通信(緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)**を優先的に取り扱うことができるものでない。

いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**及び携帯電話用設備**以外の事業用電気通信回線設備について適用する。

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条**及び第十五条の二**の規定は、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備**及び携帯電話用設備**以外の事業用電気通信回線設備について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備

第一款 アナログ電話用設備

(災害時優先通信の優先的取扱い)

第三十五条の二の二 事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、**法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。)**を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

ればならない。

一 災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。

二 災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

2| 事業用電気通信回線設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3| 電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電

気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(停電対策)

第四十四条 事業用電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家用発電機又

一 (同上)

二 (同上)

第四章 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電

気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(停電対策)

第四十四条 (同上)

は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられていなければならない。

2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3 防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備と接続されている交換設備及びその附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。

（大規模災害対策）

第四十七条の二 電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信設備に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じるように努めなければならない。

一 電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。

二 地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する

自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じること。



改正案	現行
<p>（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）</p> <p>第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）</p> <p>イ アナログ電話用設備</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに<b>第二十七条の五第一項第一号</b>において単に「総合デジタル通信用設備」という。）</p> <p>ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）</p> <p>ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備（第二十七条の四第二号ロ及び<b>第二十七条の五第一項第四号</b>にお</p>	<p>（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備）</p> <p>第二十七条の二 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに<b>第二十七条の五第一号</b>において単に「総合デジタル通信用設備」という。）</p> <p>ハ （同上）</p> <p>ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備（第二十七条の四第二号ロ及び<b>第二十七条の五第四号</b>において</p>

いて単に「携帯電話用設備」という。）

ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するPHS用設備（第二十七条の四第二号及び第二十七条の五第一項第四号において単に「PHS用設備」という。）

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

一 （略）

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 従来事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は同条第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、従来アナログ電話用設備（イに規定するアナログ電話用設備を除く。）**携帯電話用設備又はPHS用設備**に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

に「携帯電話用設備」という。）

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 （同上）

一 （同上）

二 （同上）

イ （同上）

ロ イに掲げる場合のほか、従来アナログ電話用設備（イに規定するアナログ電話用設備を除く。）**又は携帯電話用設備**に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 (略)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 法第四十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。

一 事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備

イ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図

ロ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における予備設備の設置等に関する説明書

ハ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における故障等の検出方式及び通知方式に関する説明書

ニ 電気通信設備における利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信するプログラムの機能制限等の防護措置に関する説明書

ホ 交換設備における異常ふくそう検出方式及びその対策方式に関する説明書

ヘ 交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備における耐震措置に関する説明書

ト 停電対策措置に関する説明書

チ 線路設備における誘導対策措置に関する説明書

三 (同上)

(事業用電気通信設備の自己確認の届出)

第二十七条の五 (同上)

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ (同上)

ニ (同上)

ホ (同上)

ヘ (同上)

ト (同上)

チ (同上)

リ	電気通信設備を設置している通信機械室等における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書	リ	(同上)
ヌ	屋外設備の設置に関する説明書	ヌ	(同上)
ル	電気通信設備を設置する建築物等における自然災害等の対策措置及び不法侵入防止措置に関する説明書	ル	(同上)
ヲ	通信内容の秘匿措置に関する説明書	ヲ	(同上)
ワ	電気通信設備に蓄積する利用者の通信に係る情報の保護措置に関する説明書	ワ	(同上)
カ	電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者の事業用電気通信設備との間における保安装置の設置に関する説明書	カ	(同上)
ヨ	電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点の場所に関する説明書	ヨ	(同上)
タ	ヨの分界点における電気通信設備の正常性確認方式に関する説明書	タ	(同上)
レ	音声伝送用設備における端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）の接続条件に関する書類及び試験結果	レ	(同上)
ソ	通話品質に関する計算結果及びその計算に関する説明書	ソ	(同上)
ツ	接続品質に関する設計値及びその根拠に関する説明書	ツ	(同上)
ネ	緊急通報を扱う事業用電気通信設備に関する説明書	ネ	(同上)
ナ	災害時優先通信を優先的に取り扱う事業用電気通信設備に関する説明書	ナ	(同上)
ラ	異なる電気通信番号の送信の防止措置に関する説明書	ラ	(同上)
ム	電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要試験機器の一覧	ム	(同上)

ウ 電気通信設備の工事、維持及び運用を行う事業場に配備している主要応急復旧機材の一覧

キ その他イからウまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

二・三 (略)

四 携帯電話用設備又はPHS用設備

イ 第一号に掲げる書類(同号ソ及びキに掲げるものを除く。)

ロ その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料

五〇八 (略)

2 (略)

第二十九条 法第四十四条第一項に規定する管理規程には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一〇九 (略)

十 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。

十一〇十三 (略)

ウ (同上)

キ (同上)

二・三 (同上)

四 携帯電話用設備

イ (同上)

ロ (同上)

五〇九 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するPHS用設備

イ 第一号に掲げる書類(同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。)

ロ 電気通信設備を設置している通信機械室における自動火災報知設備及び消火設備の設置状況に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

六〇九 (同上)

2 (同上)

第二十九条 (同上)

一〇九 (同上)

十 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置に関すること。

十一〇十三 (同上)

2 前項各号に掲げる事項には、総務大臣が別に告示する細目を含むものでなければならぬ。

2 (同上)

改正案	現行
<p>（緊急通報の取扱いに関する報告）</p> <p>第七条 電気通信事業者は、電気通信番号規則第十一条各号に規定する電気通信番号を用いた警察機関、海上保安機関及び消防機関への通報（以下「緊急通報」という。）の取扱いを開始するときは、当該緊急通報の取扱いに関する事項について、様式第二十六により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は緊急通報の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</p> <p>（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）</p> <p>第七条の二 電気通信事業者は、<u>災害時優先通信（緊急通報及び電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</u></p>	<p>（緊急通報の取扱いに関する報告）</p> <p>第七条 （同上）</p> <p>（災害時優先通信の優先的取扱いに関する報告）</p> <p>第七条の二 電気通信事業者は、<u>電気通信事業法第八条第三項に規定する重要通信のうち、電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）の優先的な取扱いを開始するときは、当該災害時優先通信の優先的な取扱いに関する事項について、様式第二十六の二により、その実施前に書面等により総務大臣に提出しなければならない。報告した事項を変更するとき又は災害時優先通信の取扱いを休止若しくは廃止するときも、同様とする。</u></p>

2 電気通信事業者は、不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、又は停止を行った場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が三万以上、かつ、その時間が二時間以上のときには、当該制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう、当該制限又は停止を行った時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行い、その結果について、様式第二十六の三により、当該制限又は停止を行った日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(災害対策の報告)

第十条 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、災害時においてその取り扱う通信を確保するための措置について、様式第三十により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(通信品質の報告)

第十一条 音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第三十一により、毎報告年度



経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)

**第十二条** 総務大臣は、第二条及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

(書面等の提出)

**第十三条** 第二条から第八条まで、**第十条及び第十一条**の規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を經由して提出することができる。

様式第26の2 (**第七条の二第一項関係**) (略)

様式第26の3 (**第七条の二第二項関係**)

通信制限時等における疎通状況の分析結果報告	
年	月
日	
事業者名	

(集計結果の公表)

**第十条** (同上)

(書面等の提出)

**第十一条** 第二条から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を經由して提出することができる。

様式第26の2 (**第七条の二関係**) (同上)

通信の接続の制限又は停止を行った 事業用電気通信設備及び電気通信役 務の概要	
通信の接続の制限又は停止を受けた 利用者の数	
通信の接続の制限又は停止を行った 時間	
通信の接続の制限又は停止を行った 場所	
通信の接続の制限又は停止を行った 原因	
通信の接続の制限又は停止を行った 時間における災害時優先通信及び他 の通信の疎通状況	
通信の接続の制限又は停止の時間、 程度等の実施の方法及び電気通信回 線設備の通信容量について見直しを 行った結果、出来る限り多くの通信 の疎通を確保するために新たに措置 を講じた場合はその内容	
上記の措置を講じた理由	

注1 「通信の接続の制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の

通信の疎通状況」の欄は、発信地域と着信地域の組合せごとに、発着信規制率、

- 通信量、完了呼数、完了率、呼損率等について、時系列に記載した別紙を添付すること。
- 2 「上記の措置を講じた理由」の欄は、通信の接続の制限又は停止を行った時間について災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析した結果に基づき、新たに講じた措置が有効であると考える理由を記載すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第30 (第十条関係)

災害対策の報告	年 月 末現在
事業者名	
年度当初における電気通信	
役務を提供する利用者数	
1 停電対策への取組状況	
停電時における通信機能の持続時間に係る基本的な考え方	
長時間にわたる電力の供給の停止を考慮した対策が講じられた設備又は	

そのサービス提供区域に関する情報	
燃料の備蓄、補給体制に関する情報	

## 2 停電対策のための応急復旧に係る機材配備の状況

	台数及び通常の配備場所	出力
移動電源車		
可搬型発電機		

## 3 伝送路設備の損壊への対策の取組状況

伝送路設備が損壊した場合における代替設備に係る基本的な考え方	
主要な代替設備（注1）及びそのサービス提供区域に関する情報	

## 4 伝送路設備の損壊への対策のための応急復旧に係る機材配備の状況

	台数及び通常の配備場所	同時接続数	カバー半径	種類
車載基地局				
可搬型基地局				

注1 大ゾーン基地局（複数の他の基地局とサービス提供区域が重複する基地局であつて、当該他の基地局の機能が停止した場合にそれらの機能を代替することを意図して開設されたものをいう。）及び現に使用されている伝送路設備の代わ

りに臨時に使用される可搬型の伝送路設備を含む。

2 伝送路の種類は、「人工衛星」、「電気通信業務用固定局」等、通信の相手方となる設備を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第31 (第十一関係)

通信品質の報告		年 月 日
事業用電気通信設備の種類		
事業者名		
年度当初における音声伝送		
役務を提供する利用者数		
接続品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	
	満たすべき基準	
通話品質又は総合品質	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	

	測定結果	
ネットワーク品質	満たすべき基準	
	測定条件及び当該測定条件を選択した理由	
	測定結果	

注 1 事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備、総合デジタル通信設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備ごとに別表とすること。

- 2 「満たすべき基準」の欄は、事業用電気通信設備の種類に応じたものを記載すること。
- 3 「ネットワーク品質」の欄は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備以外の事業用電気通信設備については記載を要しない。
- 4 各品質については、別に告示で定める条件（測定日時、測定頻度等）に基づき測定し、測定結果を時系列に記載した別紙を添付すること。また、各品質の測定箇所、測定環境・条件等についてネットワーク構成図を記載した別紙を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成二十四年九月一日から施行する。  
(経過措置等)

2 この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供している事業用電気通信設備については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）の基準に適合しているものとみなす。

3 前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一及び第三十六条の七において準用する場合を含む。）の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は当該基準に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業の用に供しているP H S用設備の端末系伝送路設備（新設備規則第十一条第三項に規定するものを除く。）については、当分の間、新設備規則第十一条の規定は適用しない。

5 電気通信事業者は、この省令の施行の際現に届け出ている管理規程について、この省令の施行の日から三月以内にこの省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定に合致させなければならない。

6 この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年四月一日以後である報告から適用する。ただし、新報告規則第十一条については、施行の日以後開始する事業年度から適用する。

7 新報告規則第七条の二第二項の規定は、第三項の規定により、同省令による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一及び第三十六条の七において準用する場合を含む。）第二項の基準に適合しているものとみなされている事業用電気通信設備に係る報告については適用しない。